

独占禁止法審査手続についての懇談会（第11回）議事概要

1 日時 平成26年10月15日（水）10:00～13:00

2 場所 中央合同庁舎第4号館12階共用1214特別会議室

3 出席者

（懇談会委員）

座長	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
座長代理	舟田 正之	立教大学名誉教授
委員	青柳 馨	日本大学大学院法務研究科教授
	今井 猛嘉	法政大学大学院法務研究科教授
	及川 勝	全国中小企業団体中央会政策推進部長
	大沢 陽一郎	株式会社読売新聞東京本社論説委員
	川出 敏裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	榊原 美紀	日本経済団体連合会経済法規委員会競争法部会委員 弁護士
	泉水 文雄	神戸大学大学院法学研究科教授
	中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
	三村 優美子	青山学院大学経営学部教授
	村上 政博	成蹊大学大学院法務研究科教授
	矢吹 公敏	弁護士

（その他）

公正取引委員会 松尾経済取引局長、山口審査局企画室長

（事務局）

内閣府 井上内閣府審議官、独占禁止法審査手続検討室 井内室長、品川参事官等

4 会議次第

（1）開会

（2）論点に関する検討（自由討議）

（3）閉会

5 議事概要

（1）公正取引委員会から、審尋の実施状況等として、平成15年1月以降に審査を開始した事件において平成26年9月までに審尋が行われた回数（合計60回）、審尋を実施した理由（事件関係人が非協力的であったこと、主に優越的地位の濫用事案において、事件関係人への納入業者が事件関係人との取引への悪影響を懸念して任意の供述聴取に応じるのは避けたいとの意向を示していたこと等）、調書の様式等について口頭で説明があった。

(2) 村上委員から、供述聴取時の弁護士の立会いに関する現行法制の解釈に係る意見について説明があった（詳細は資料3-3のとおり）。

(3) 供述聴取時の弁護士の立会いに関連して委員から出された主な意見の概要は次のとおり。

- ・ 弁護士の立会いは、グローバルスタンダードの観点から必要である。多くの場合、弁護士が立ち会うことで供述人が自らの記憶に基づいた正確で詳しい供述をすることができ、実態解明にも資する。
- ・ 任意の供述聴取の場合、供述人が録音機器を持参した際には、供述内容を録音することが認められてしかるべき。
- ・ どのような条件下で任意の供述聴取を行うかは公正取引委員会の裁量であるから、供述人に録音する権利があるとまではいえないのではないか。
- ・ 任意調査だから何をしてもよいわけではなく、ルールがあるが、審査官がストーリーを押し付けるような取調べが行われているとの声は多く、弁護士の立会いや録音というのは、これを防止するために有効な措置ではないか。
- ・ 公正取引委員会に裁量があるとしても、何が認められて何が認められないのかが見えないことが問題であり、詳細を「見える化」することが重要である。
- ・ 弁護士の立会いを認めるべきではないという意見があるから導入しないというのではなく、公正取引委員会がマニュアル等において、裁量により弁護士の立会いを認める場合がある旨の記載をしてほしい。
- ・ 任意調査の場合、国民の側には実態解明に協力する義務があるということが前提になっているのではないかと考えられる。
- ・ 任意の供述聴取については法律上の根拠がなく、供述人が拒否すれば審尋が行われ、それに応じなければならないという点で、心理的な意味で義務があると感じることはあるかもしれないが、形式的な意味で実態解明への協力の受忍義務があるとはいえないのではないか。
- ・ 報告徴収命令違反や審尋における虚偽の陳述に対する制裁（罰則）規定が機能していないというのであれば、そのような規定を改正する必要があると考えられるが、罰則が適用された事例や、適用の可否を真剣に検討した事例はあるのか。（この点について、公正取引委員会から、過去に適用の可否を検討した事例は数件あるが、供述に食い違いが見付かっても故意の立証が難しいこと、「覚えていない」等の不誠実な対応の場合も虚偽の立証は難しいことなどから、いずれも告発までには至らなかった旨の説明があった。）

(4) 事務局から、第9回の懇談会における弁護士・依頼者間秘匿特権（以下「秘匿特権」という。）に関する議論の中で出された主な意見について説明があった（詳細は資料1のとおり）。

(5) 榊原委員から、弁護士・依頼者間の通信の秘密保障に関する制度の提案

について説明があった（詳細は資料3-2のとおり）。

(6) 矢吹委員から、榊原委員と連名で提出した秘匿特権に関する条項案（規則案及び指針案を含む。）について説明があった（詳細は資料2、資料2①及び資料2②のとおり）。

(7) 秘匿特権について検討が行われたところ、委員から出された主な意見の概要は次のとおり。

- ・ 秘匿特権は、あくまで依頼者の利益であって、弁護士に述べた事実が公正取引委員会を含む部外者には公開されないという安心感をもって弁護士に事実を述べることを保護しようとするものであり、このことは実態解明にも資すると考えられる。
- ・ 秘匿特権については一般的には賛成であるが、どうやって実現するかについては難しい問題がある。現行制度下では、証拠隠滅行為に対するディスインセンティブがないことから、そのような状況下で導入することは不安がある。例えば、仮に報告徴収命令や物件提出命令をかけても、企業はこれに応じずに、サボタージュするのではないか。
- ・ 秘匿特権についてそれなりに意味があることは理解したが、意味があるのであれば、日本の法体系全体で検討することが必要。また、他法令では導入されていない制度であることから、独占禁止法だけに導入するのであればそれなりの理由が必要。そもそも、独占禁止法違反事件に手を染めなければいい話であり、国民の理解は得られないのではないか。
- ・ 秘匿特権の根拠となり得るものとしては、①刑事訴訟法第105条の押収拒絶権の趣旨である、弁護士等一定の職業にある者の業務に対する信頼の保護、②供述人の防御権の保障、③企業のコンプライアンスに資することの3点が考えられる。
- ・ 秘匿特権の対象範囲を限定することも、それを文章化することも難しいが、海外との関係で言えば、対象となる弁護士の範囲は、欧州ではE E A（欧州経済領域）内で資格を有する社外弁護士に限定されており、少なくともそこまで限定する必要があるのではないか。
- ・ 事業者と弁護士との間で複数回質問と回答が行き来するときに、特に質問のほうには、雑多な情報が入り込んでくる可能性があり、範囲の拡大や濫用の懸念があり得る。秘匿特権の対象を相当に限定して切り分け、公正取引委員会の調査の現場が混乱しないように整理できるのであれば、あり得るかもしれない。
- ・ 正当な理由があれば提出を拒否できるのはよいとして、その正当な理由に何が含まれるかが明らかでない。そのため、まずはどのような場合に正当な理由に当たるかについて争い、判例が集積されていけば、それを踏まえて立法化するという、言わば二段階ロケットのような進め方が現実的で

はないか。

- ・ なお実態解明機能を阻害する懸念があり、秘匿特権の導入には慎重に検討すべき。今後の課題として、協力のインセンティブを促す仕組みを整備した上で、又はそのような仕組みの検討と並行して秘匿特権の検討を進めていくことが重要である。
- ・ 事実と法的助言が混在する場合に、立証に必要不可欠である場合には、当該事実の提出を求めることができるとなっているが、必要不可欠であることの判断が難しく、機能しないのではないか。
- ・ 公正取引委員会の調査実務で秘匿特権の範囲に含まれるか否かの判断が困難であることが懸念されるとして同制度の導入が困難であるとの意見があるが、公正取引委員会の調査には大きな支障は生じないのではないか。資料2等で提案している案では、立入検査の現場で一瞥する場合であっても、封印して当局に持ち帰る場合であっても、秘匿特権の対象に含まれるかどうかの最終的な判断権は、組織としての公正取引委員会に留保されている。
- ・ 秘匿特権の対象文書を事前にリスト化するという点であるが、業務の中で日々更新されていく文書を漏れなくリスト化できるかという点で疑問を感じる。大企業ではリストの作成は可能かもしれないが、中小企業において、このようなリストを作成することは、難しいのではないか。
- ・ 中小企業においても、経営の合理化の観点から、日々、文書の適正管理に努めているところであるから、必ずしもリストの作成が不可能であるとは思われない。

(8) 第12回会合は10月31日(金)に開催予定。

以上

<文責 内閣府独占禁止法審査手続検討室 速報のため事後修正の可能性あり>